

告示

埼玉県告示第五百二十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として平成二十九年四月二十一日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
加須市	飯積Ⅰ（麦倉・飯積の一部）	平成二十九年四月二十一日から 平成三十年三月三十一日まで
加須市	飯積Ⅱ（飯積の一部）	平成二十九年四月二十一日から 平成三十年三月三十一日まで